

特定事業所集中減算 Q & A

Q 1. 「法人」とは、系列法人も含めるのか？

A 1. 同一法人単位で判断します。系列法人は含めません。

Q 2. 「居宅サービス計画作成期間」とあるが、新たに作成した計画のみカウントするのか？

A 2. その月に給付管理した計画数をカウントします。

Q 3. 計画数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた計画数も含めるのか？

A 3. 介護予防サービス計画は含めません。

Q 4. 計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも計画数に含めるのか？

A 4. 計画数とは利用実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、計画数には含めません。

※複数サービスを位置付けたが、一部のサービスについてのみ利用実績がない場合は、利用がなかったサービスのみ対象となります。

【例：訪問介護と通所介護を位置付けたが、通所介護の利用実績がない利用者の計画】

- ・ 様式1の①には含める。
- ・ 訪問介護の②、③には含める。
- ・ 通所介護の②、③には含めない。

- ①＝居宅介護サービス計画の総数
- ②＝各サービスを位置付けた居宅サービス計画数
- ③＝紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数

※全てのサービスについて利用実績がない場合は、①に含めません。

Q 5. 算定の結果、紹介率最高法人割合が80%ちょうどになった場合、減算の対象となるのか？

A 5. 減算の対象となるのは、80%を超えた場合です。0.001%でも超えれば、減算の対象となりますが、80%ちょうどの場合は、減算の対象とはなりません。

Q 6. 新規指定や休止、廃止により、サービス提供期間が判定期間の6ヶ月を満たさない場合でも算定する必要があるのか？

A 6. サービス提供期間が判定期間の6ヶ月を満たさない場合は提出不要です。

Q 7. 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の計画数として算定すればよいのか？

A 7. サービス提供を行った月の計画数に算定します。

Q 8. 減算の対象となるのは、80%を超えた法人を位置付けた利用者のみなのか？

A 8. 減算適用期間に居宅介護支援事業所が給付管理を行うすべての利用者に対する居宅介護支援費が減算の対象となります。

Q 9. 介護タクシー（通院等乗降介助）は計画数に含むのか？

A 9. 通院等乗降介助は、訪問介護のサービスの一種であり、計画数に含めます。ただし、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合は含めません。（運営規程で確認します）
また、自費利用やボランティアを利用している場合は含めません。

Q 10. 算定の結果、紹介率最高法人割合が80%を超えたが、市が示す「正当な理由」に該当する。算定書類を提出する必要はないか？

A 10. 「正当な理由」により減算の対象外となるかは、市が判断します。給付費明細書等の確認資料とともに、算定書類を提出してください。
市で確認し、判定結果にて後日、通知します。

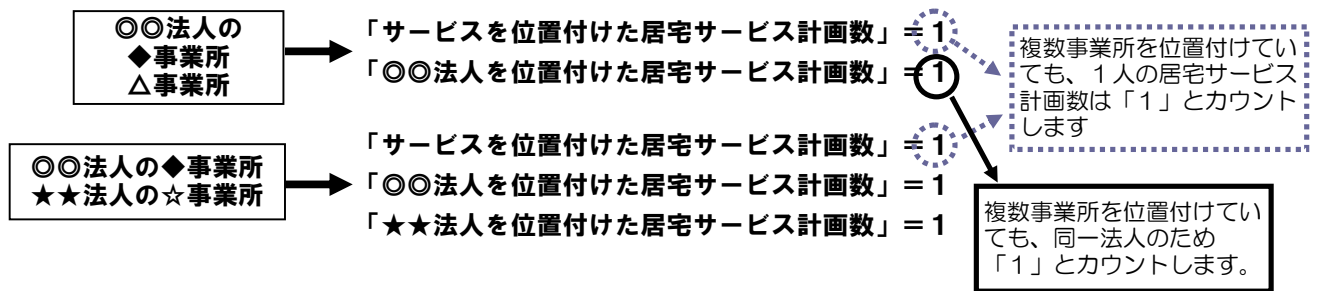
Q 11. 地域ケア会議に事例を提出するにはどうしたらいいか？

A 11. 地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としており、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合に提出してください。

Q 12. 1人の利用者に対して、紹介率最高法人を含めた複数事業所の同一サービスを利用する場合は、どのように算定するのか？

A 12. 複数事業所を利用する場合（月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む）には、利用した**事業所の法人ごと**に1件ずつ計上します。
ただし、様式1の②には「1」とカウントします。複数事業所を位置付けた場合でも、1人の居宅サービス計画は「1」と数えることに注意してください。

【複数事業所を位置付けた場合の計画数の数え方】



Q 13. 事業所数は、どの時点の数で判断するのか？

A 13. 事業所数は、それぞれの判定期間の初日時点（前期：3月1日、後期：9月1日）の事業所数で判断します。

Q 14. 実施地域は、どの時点で判断するのか？

A 14. 実施地域は、それぞれの判定期間の初日時点（前期：3月1日、後期：9月1日）の実施地域で判断します。